

住宅用火災警報器の共同購入事業の実施について

1 目的

平成 22 年 4 月 1 日から、すべての住宅の居室・階段・台所に住宅用火災警報器の設置が義務付けられる。

しかし、警報器は 1 個あたり 6,000 円程度であり、一戸建てで 5～7 個が必要になる。

そこで、区民が廉価で購入できるよう共同購入事業を開始することによって、警報器の設置促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 区と事業者が協定を結ぶ。
- (2) 住宅用火災警報器の購入を希望する区民は代表者を決めて事業者申し込む。
- (3) 事業者は、協定にもとづき申込者に警報器を協定価格で販売する。取付けを希望する場合は取付けも行う。

3 事業者

「住宅用火災警報器販売業者紹介制度」または「ひとり暮らし高齢者住宅用火災警報器取付け助成制度」を実施している区内事業者とする。

4 協定内容

(1) 住宅用火災警報器

	共同購入の場合の協定単価 (円)				
	15～ 29 個	30～ 49 個	50～ 79 個	80～ 119 個	120 個～
煙タイプ	4,830	4,730	4,480	4,230	3,980
熱タイプ	4,540	4,440	4,210	3,980	3,740

(2) 取り付け費用

各自実費負担とする。負担内容は 1 住戸あたりはじめての 1 個は 5,000 円、あと 1 個増すごとに 500 円ずつ加算とする。

5 実施期間 (予定)

平成 20 年 12 月 15 日～平成 21 年 12 月 14 日 (更新あり)

6 周知方法

ねりま区報 (12 月 11 日号)、練馬区ホームページ、リーフレット配布など